

持続化給付金

青梅サポート会場開設

新型コロナウイルス感染症拡大による営業自粛などにより、特に大きな影響を受けた事業者に対して持続化給付金が支給されます。

持続化給付金は電子申請となっているため申請の方法がわからない方、できない方に補助員が電子申請の入力サポートを行う、申請サポート会場が青梅商工会議所3階に開設されました。

〔開設時間〕
毎日・午前9時から午後5時まで（予約制）
〔会場〕
青梅商工会議所3階
（〒198-8585 青梅市上町373-1）
☎0570（077）8666
※問い合わせは、観光産業課
☎83-2295

令和2年度国民健康保険税について

■令和2年度の限度額はつぎのとおりです（下表）

令和2年度は、令和元年度と比較して医療分の課税限度額が2万円、介護納付金分の課税限度額が1万円引き上げられました。

■納税通知書は世帯主の方に7月初旬頃お送りします

4月1日を基準に、国民健康保険被保険者の方がいる世帯に、『令和2年度国民健康保険税納税通知書』をお送りします。

納付書または口座振替による納付は年8回です。

なお、年金から差引きは年6回の偶数月です。

■保険税の計算方法

①所得割額
世帯の被保険者の方の令和2年度の総所得金額（令和元年中）から33万円を控除した（引いた）額×各区分の税率（下表）

②均等割額
医療分・後期高齢者支援

金分は、被保険者全員の方

に、介護納付金分は、40歳から64歳までの介護保険2号の方に課せられます。

また、世帯の総所得金額に依りて、均等割が軽減されます。

■非自発的失業者の方には軽減制度があります

65歳未満の方で、リストラなどで職を失った方の国民健康保険税については、失業時からその翌年度末の間、前年の給与と所得を3割として計算します。

〔対象となる方〕

- ・雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇などにより離職した方）
- ・雇用保険の特定理由離職者（雇止めなどにより離職した方）

〔軽減を受けるには〕
雇用保険受給資格者証と印鑑を持参して、役場住民課で手続きが必要です。

■国民健康保険の加入・資格喪失について

国民健康保険に加入される方は、退職の証明書などを持参のうえ、役場窓口まで加入の手続きをしてください。加入の手続きが遅れた場合は、遡って資格を取得します。

国民健康保険税は、届出された日からではなく、資格を取得した月の分から納めます。

また、会社に就職した、家族の扶養に入ったなどで、国民健康保険をやめられた方は、新しい健康保険証を持参のうえ、役場窓口まで国民健康保険の資格の喪失の届出をしてください。資格喪失の届出がないと、社会保険料と二重で保険税を納付することになります。

※問い合わせは、住民課
・総合収納係（保険税について） ☎83-2190
・総合窓口係（制度について） ☎83-2182

| 区分 | 医療分 | | | 後期高齢者支援金分 | | | 介護納付金分 | | |
|-------|-------|---------|------|-----------|--------|------|--------|---------|------|
| | 所得割 | 均等割 | 限度額 | 所得割 | 均等割 | 限度額 | 所得割 | 均等割 | 限度額 |
| 令和2年度 | 5.20% | 26,500円 | 63万円 | 1.70% | 9,500円 | 19万円 | 1.75% | 11,500円 | 17万円 |
| 令和元年度 | 5.20% | 26,500円 | 61万円 | 1.70% | 9,500円 | 19万円 | 1.75% | 11,500円 | 16万円 |
| 比較 | ±0% | ±0円 | +2万円 | ±0% | ±0円 | ±0万円 | ±0% | ±0円 | +1万円 |